



# オール甲賀で <sup>だれ</sup> <sup>か</sup> <sup>つ</sup> <sup>やく</sup> **誰もが活躍** 甲賀市男女共同参画

市では、男女がさまざまな分野に共に参画し、責任を分かち合いながら、男女共同参画社会の実現をめざし、「甲賀市男女共同参画を推進する条例」

# できるまちへ を推進する条例を制定

その個性と能力を十分に発揮し、チャレンジや活躍ができ、それらが認められるを制定しました。

## どうして男女共同参画を推進する条例が必要なの？

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」といいます。）が施行され、全国的に働き方改革が進む中、女性を含めた多様な人材が活躍できる社会が求められています。しかし、意識調査の結果では、「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」という固定的な性別役割分担意識がまだまだ根強く残っており、働く場では女性の30歳から34歳で就業率が低くなるなど、さまざまな課題があります。

このようなことから、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において男女共同参画が推進され、職業生活を希望する女性とその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を実現するために、「甲賀市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。

## 男女共同参画を推進するための7つの基本理念

- (1) **ダイバーシティ（多様性）の実現と人権の尊重**
- (2) **社会の制度および慣行についての配慮**
- (3) **方針の立案および決定への男女共同参画**
- (4) **家庭生活における活動と他の活動の両立**
- (5) **男女の生涯にわたる健康な生活への配慮**
- (6) **国際的協調**
- (7) **職業生活における男女の不均衡の是正と家庭生活における男性の参画**

## 条例の特徴

女性活躍推進法が施行されてから、滋賀県内の市町では初の男女共同参画を推進する条例です。この条例では、基本理念の1つに「職業生活における男女の不均衡の是正と家庭生活における男性の参画」を盛り込み、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進など働く場における男女共同参画の推進を具体的に示したところが、大きな特徴となっています。

## 女性の活躍を推進するために



## オール甲賀で取り組みましょう



●問い合わせ● 商工労政課 女性活躍推進室 ☎69-2189 ☎63-4087